

令和6年度赤土等流出防止活動支援事業補助金募集要項

1 事業について

この事業は赤土等流出防止対策の推進を図るため、赤土等流出防止活動を行う団体に対し、補助金を交付するものです。

補助金の交付は「赤土等流出防止活動支援事業補助金交付要綱」に基づき行われます。

2 趣旨

本県では亜熱帯性気候のために土壌の団粒構造が発達せずに浸食されやすいうえ、激しい降雨が多いことから、赤土等流出による河川及び海の汚染が生じ、観光・水産業への影響が懸念されています。

県全体の赤土等流出量のうち81%が農地からとなっていますが、農地における対策については費用や作業の負担が大きく、農家のみでの対応は難しいのが現状です。

赤土等流出防止対策を進め、河川環境や海域環境を保全するためには、その恩恵を受ける地域全体で取り組んでいく必要があります。

そのため、本事業により、赤土等流出防止に取り組む団体の活動を支援し、赤土等流出防止対策の推進を図ります。

3 補助金の交付対象となる事業（補助事業）

(1) 啓発活動

赤土等流出防止対策を推進するための環境教育等に関する取り組み。

(2) 流出量削減対策

グリーンベルトの植栽、沈砂池の土砂上げ等、直接的な赤土等流出防止対策に関する取り組み。

(3) 調査研究

地域の赤土等流出防止に資する、調査等に関する取り組み。

※1 (1)、(2)、(3)を組み合わせた実施も可。

※2 補助対象事業について、本補助金以外の補助金、交付金、助成金等の交付対象でないこと。

※3 補助対象事業の開始が交付決定通知以降であること。

4 補助対象となる団体

(1) 補助事業の実施主体は、沖縄県内に本社若しくは支社を置く法人、又は法人格を有さず営利を目的としない民間団体とします。ただし、法人格を有さず営利を目的としない民間団体の場合は、次の各号を全て満たすものとします。

ア 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。

イ 団体の意思を決定し、交付申請書に係る内容の活動を執行する組織を有すること。

ウ 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

エ 団体の本拠又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体であること。

オ 活動の実績等から見て、交付申請書に係る内容の活動を確実に実施することができると認められること。

(2) 実施主体は、補助事業の実施地域における市町村、学校、地域住民、他の法人、他の民間団体等と連携して活動を行うものとし、実施主体は、その代表者として、責任を負うものとします。ただし、協議会等にあつては、その構成員をもって複数の団体と連携していると認められる場合は、協議会等単独の活動も可とします。

5 補助額、採択団体数、事業実施期間

補助（予算）額：4,900 千円

採択団体数：予算の範囲内で決定

事業実施期間：交付決定の日から令和7年2月末日まで

6 交付対象経費

この補助金の補助対象経費及び補助率は、次のとおりです。ただし、1団体あたりの補助額の上限は120万円、下限は10万円とします。

1 区分	2 対象経費	3 対象経費内容	4 補助率
補助金要綱 第3条第1項 (1)～(3)	旅費	調査及び講師派遣等のために必要な交通費及び宿泊費等	10/10 以内
	報償費	講師等の謝礼金	
	需用費	活動に必要な消耗品費、印刷製本、燃料費等	
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料、土砂、ゴミ等の処理費用等	
	使用料及び賃借料	会場借料、機械器具借料等	
	委託料	重機等を使用する作業及び調査等に必要なる分析の委託費用等	

※報償費は別添1の「講師等謝礼金支払い基準表」に準ずること。

7 応募方法

受付期間中に「11. 提出書類及び部数」の書類を「15. 問い合わせ先及び書類等の提出先」の提出先まで、郵送又は持参により提出してください。

8 応募期間

令和6年4月15日（月）～令和7年5月10日（金）17時まで

※ 郵送の場合は当日必着。

9 公募に関する質問事項受付期間等

受付期間：令和6年4月15日（月）～令和6年4月26日（金）17時まで

質問方法：質問票をe-mailで15の問合せ先に送付してください。

回答方法：随時、環境保全課ホームページに掲載します。

10 提出書類及び部数

(1) 提出書類

ア 交付申請書（別記様式第1号）

イ 事業実施主体の概要（別紙1）

ウ 事業実施計画書（別紙2）

事業実施計画書には次の(ア)～(キ)までを記載すること。

(ア) 事業の目的

(イ) 事業概要（申請する事業の概要を記載）

(ウ) 事業の実施方法（説明資料を別葉とする場合や補足する資料を添付する場合には、添付資料名を記すこと）

(エ) 事業のアピールポイント（これまでの事業と比較して異なる点、重要なポイント、取組の先進性、新規性、優位性、独自性）

(オ) 将来性（社会情勢、ニーズ等への対応、助成事業終了後の事業継続可能性と発展性とその理由）

(カ) 事業により期待できる効果（地域への波及効果、地域への影響等）

(キ) 事業実施体制（各団体等の役割分担）

エ 赤土等流出防止活動支援事業補助金 実施内容一覧表（別表1）

オ 業務全体のフロー、工程表（別紙3）

カ 事業収支予算（別紙4）

キ 実施主体の規約、前年度の決算書等

ク その他参考となるもの（定期刊行物、パンフレット等）

ケ チェックリスト

※ 交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請してください。ただし、申請時において消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りではありません。

(2) 提出部数：2部（原本1部、副本1部）

11 採択団体の決定

書面審査により決定します。ただし、内容確認のため、問合せ及び資料の提出を求めることがあります。

12 審査

(1) 審査方針

補助金交付対象事業については、庁内に設置した「赤土等流出防止活動支援事業補助金採択団体選定委員会」において書面審査を実施し、採否を決定します。

また、令和6年度の本補助金の審査は、以下の審査基準に基づいて実施しますので、審査基準を精読し、これに十分留意して提出書類を作成してください。

なお、補助金額については、活動内容等を勘案して決定します。

(2) 審査基準

助成事業選定基準について

No	審査項目	評価の視点	詳細
1	提案内容の妥当性	一般的に考えられる赤土等流出防止活動の内容から逸脱していないか。	
2	提案内容の実現性	手法等の観点から、着実、かつ実効性のある活動の遂行がなされるか。	
3	活動内容と予算の妥当性	活動の遂行上、適切、適格な資産がなされているか。	
4	スケジュールの妥当性	十分な準備の下、無理のない具体的な実施計画が立てられているか。	
5	今後の持続性発展性	事業終了後の普及等、発展性がある内容となっているか。	
6	活動の広範囲性	他団体（地域住民、民間団体、行政等）との連携・協力体制がとられているか。	3年以上、同じ団体の組み合わせによる申請の場合は減点する。
7	提案の内容が与える効果	この事業を行うことによって、どのような効果が得られるか。	流出削減対策と啓発活動、調査研究を組み合わせる場合は加点する。
8	これまでの活動実績	実施主体が当該活動の遂行に十分な能力を持っているか。	

※No. 1～3は重要項目として、審査の際に一定の基準を満たしているかについても判断します。

(3) 提案の無効に関する事項

次に該当する場合は、その提案を無効とします。

ア 参加する資格のない者が提案をした場合。

イ 提案に関して不正行為があった場合。

(4) その他

ア 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

イ 提出書類等の作成・提出等、応募のために要する費用は応募者の負担とします。また、提出書類等は返却しません。

ウ 提出された事業実施計画書等、審査内容及び審査経過については、公表しません。

エ 補助金交付金額は、申請内容や応募状況に応じて減額し交付決定することがあります。

13 補助事業の令和6年度スケジュール

No.	内容	日程及び場所
1	公募期間	令和6年4月15日(月)～令和6年5月10日(金)17時 質問事項受付期間：令和6年4月15日(月) ～令和6年4月26日(金)17時まで
123	公募審査期間	令和6年5月13日(月)～5月中旬
3	補助金交付決定通知	令和6年下月中旬頃を予定
4	事業実施期間	交付決定通知日～令和7年2月末 ※補助金交付決定日以降から事業を実施してください。
5	補助金の支払い (概算)	概算払いの申請から2週間後
6	実績報告の提出	事業完了後30日以内または令和7年3月7日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
7	補助金の支払い (精算)	実績報告の提出、精査から2週間後

14 問合せ先及び書類等の提出先

沖縄県環境部環境保全課担当：桃原

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(4階)

TEL 098-866-2236

FAX 098-866-2240

e-mail aa038008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページURL <https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/index.html>

※ メールによる提出及び問合せの場合は、件名の頭に「【赤土等流出防止活動支援事業(補助金)】」とつけてください。